

○松戸市地域生活支援事業の実施に関する規則

平成19年4月1日

松戸市規則第44号

改正 平成19年6月29日規則第56号

平成20年4月1日規則第41号

平成21年5月20日規則第41号

平成24年3月30日規則第40号

平成24年6月29日規則第59号

平成24年10月1日規則第68号

平成26年3月31日規則第32号

平成27年3月31日規則第31号

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 地域生活支援事業

第1節 通則（第4条）

第2節 理解促進研修・啓発事業（第5条）

第3節 自発的活動支援事業（第6条）

第4節 相談支援事業（第7条—第11条）

第5節 成年後見制度支援事業（第12条—第14条）

第6節 コミュニケーション支援事業（第15条—第17条）

第7節 日常生活用具給付等事業（第18条・第19条）

第8節 奉仕員養成研修事業（第20条）

第9節 移動支援事業（第21条）

第10節 地域活動支援センター事業（第22条）

第11節 法第77条第3項の規定に基づく事業（第23条—第34条）

第3章 利用の申請等（第35条—第37条）

第4章 雑則（第38条・第39条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成

17年法律第123号。以下「法」という。)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号。以下「政令」という。)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。)等に定めがあるもののほか、法第77条に規定する地域生活支援事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、障害者等とは、障害者又は障害児をいう。

2 この規則において、障害者とは、法第4条第1項に規定する障害者をいう。

3 この規則において、障害児とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第4条第2項に規定する身体に障害のある児童をいう。

4 この規則において、身体障害者とは、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に規定する身体障害者をいう。

5 この規則において、難病者とは、法第4条第1項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるもの又は児童福祉法第4条第2項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。

6 前各項に定めるもののほか、この規則で使用する用語の意義は、法、政令及び省令の例による。

(対象者)

第3条 地域生活支援事業の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく本市の住民基本台帳に記載され、本市に居住している障害者等(市長が別に定める障害者等を除く。)

(2) 市外に居住地を有する障害者等であって、特に必要があると市長が認めたもの

第2章 地域生活支援事業

第1節 通則

(地域生活支援事業)

第4条 地域生活支援事業として市が行う事業は、次に掲げるとおりとする。

(1) 法第77条第1項第1号の規定に基づく理解促進研修・啓発事業

(2) 法第77条第1項第2号の規定に基づく自発的活動支援事業

(3) 法第77条第1項第3号の規定に基づく相談支援事業

- (4) 法第77条第1項第4号及び第5号の規定に基づく成年後見制度支援事業
- (5) 法第77条第1項第6号の規定に基づくコミュニケーション支援事業及び日常生活用具給付等事業
- (6) 法第77条第1項第7号の規定に基づく奉仕員養成研修事業
- (7) 法第77条第1項第8号の規定に基づく移動支援事業
- (8) 法第77条第1項第9号の規定に基づく地域活動支援センター事業
- (9) 法第77条第3項の規定に基づく事業

第2節 理解促進研修・啓発事業

(理解促進研修・啓発事業)

第5条 理解促進研修・啓発事業は、障害者等の自立した日常生活及び社会生活に関する理解を深めるための研修及び啓発を行う事業とする。

第3節 自発的活動支援事業

(自発的活動支援事業)

第6条 自発的活動支援事業は、障害者等、障害者等の家族、地域住民等により自発的に行われる障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするための活動に対する支援を行う事業とする。

第4節 相談支援事業

(相談支援事業)

第7条 相談支援事業は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者、障害児の保護者、障害者の介護を行う者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与し、又は権利擁護のために必要な援助を行う事業とする。

2 相談支援事業の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 障害者相談支援事業
- (2) 基幹相談支援センター等機能強化事業
- (3) 居住サポート事業
- (4) 障害者生活支援事業

(障害者相談支援事業)

第8条 障害者相談支援事業は、次の各号に掲げる支援を行う事業とする。

- (1) 障害福祉サービスの利用に係る情報提供、相談等
- (2) 各種支援施策に関する助言、指導等
- (3) 社会生活力を高めるための支援

- (4) 権利の擁護のために必要な援助
- (5) 専門機関の紹介
- (6) その他市長が必要と認める支援

(基幹相談支援センター等機能強化事業)

第9条 基幹相談支援センター等機能強化事業は、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等を配置することにより、専門的な指導、助言等の支援を行う事業とする。

(居住サポート事業)

第10条 居住サポート事業は、公営住宅、民間の賃貸住宅等賃貸契約による一般住宅への入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行う事業とする。

(障害者生活支援事業)

第11条 障害者生活支援事業は、金銭、健康等に関する日常生活若しくは職場等における社会生活の相談、助言等又は就労等の支援を行う事業とする。

第5節 成年後見制度支援事業

(成年後見制度支援事業)

第12条 成年後見制度支援事業の種類は、次のとおりとする。

- (1) 成年後見制度利用支援事業
- (2) 成年後見人等育成事業

(成年後見制度利用支援事業)

第13条 成年後見制度利用支援事業は、障害者等のうち知的障害者又は精神障害者の権利の擁護のため、当該知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成する事業とする。

2 成年後見制度利用支援事業の対象となる知的障害者又は精神障害者は、次の各号のいずれにも該当する知的障害者又は精神障害者とする。

- (1) 障害福祉サービスを利用し、又は利用しようとする知的障害者又は精神障害者であつて、親族等の援助を受けられないもの
- (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づく審判の請求を行うことについて市長が必要と認める知的障害者又は精神障害者
- (3) 後見人等への報酬等の経費の一部について、助成を受けなければ成年後見人制度の利用が困難であると認められる知的障害者又は精神障害者

(成年後見人等育成事業)

第14条 成年後見人等育成事業は、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う事業とする。

第6節 コミュニケーション支援事業

(コミュニケーション支援事業)

第15条 コミュニケーション支援事業は、聴覚障害、言語機能障害、音声機能障害、視覚障害その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等の意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳又は要約筆記の方法により、障害者等及びその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者又は要約筆記奉仕員の派遣等を行う事業とする。

2 コミュニケーション支援事業の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 手話通訳者設置事業
- (2) 手話通訳者等派遣事業

(手話通訳者設置事業)

第16条 手話通訳者設置事業は、障害者等のうち聴覚障害者等（身体障害者手帳（身体障害者福祉法第15条第4項の身体障害者手帳をいう。以下同じ。）の交付を受けた聴覚、音声言語等の機能障害を有する者をいう。以下同じ。）の意思疎通の円滑化を図るため、次の各号に掲げる者を手話通訳者として設置する事業とする。

- (1) 手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令（平成21年厚生労働省令第96号）に基づき実施された手話通訳技能認定試験に合格し、登録された者
- (2) 千葉県が実施する手話通訳者認定選考試験に合格し、千葉県に登録された者
- (3) 前2号に掲げる者と同程度の手話通訳を行うことができると認められる者

2 手話通訳者の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 次に掲げる場合に健聴者との間の手話通訳を行うこと。

ア 自立支援給付又は地域生活支援事業のサービス提供に係る相談を行う場合

イ 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による介護保険のサービス提供に係る相談を行う場合

ウ その他市長が必要と認める相談を行う場合

- (2) 手話通訳に関する正しい知識及び技術の普及に関すること。
- (3) 市が行う事業の手話通訳に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める業務

3 手話通訳は、月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178

号)に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。)のうち市長が別に定める日に行うものとし、その時間は、午前9時から午後5時までとする。

- 4 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、業務を行う日及び時間を変更することができる。

(手話通訳者等派遣事業)

第17条 手話通訳者等派遣事業は、意思疎通を図ることに支障がある聴覚障害者等の意思疎通の円滑化を図るため、聴覚障害者等に対し、前条第1項に規定する手話通訳者又は松戸市に登録された要約筆記奉仕員を派遣する事業とする。

第7節 日常生活用具給付等事業

(日常生活用具給付等事業)

第18条 日常生活用具給付等事業は、日常生活を営むことに支障がある障害者等の便宜を図るため、当該障害者等に対し、日常生活用具(以下「用具」という。)の給付又は貸与(以下「給付等」という。)を行う事業とする。

- 2 給付等の対象となる用具及び用具の給付等を受けることができる障害者等は、別表第1又は別表第1の2のとおりとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、障害者等又は障害者等の属する世帯の世帯員のいずれかの市民税の所得割の額が46万円以上であるときは、当該障害者等に対し用具の給付等を行わないものとする。ただし、市長が特に必要があると認める障害者等については、この限りでない。
- 4 用具の給付等を受けた障害者等は、給付等を受けた用具を給付等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、転貸し、又は担保に供してはならない。

(給付等基準額)

第19条 日常生活用具給付等事業に係る給付等の基準額は、障害者にあつては別表第1、難病者にあつては別表第1の2に掲げるとおりとする。

- 2 障害者であり、かつ、難病者である者に関しては、別表第1を適用するものとする。
- 3 用具の価格が別表第1及び別表第1の2に定める給付等の基準額を超える場合は、障害者等は、その超える部分の額を第37条に規定する利用者負担金に併せて負担しなければならない。

第8節 奉仕員養成研修事業

(奉仕員養成研修事業)

第20条 奉仕員養成研修事業は、手話奉仕員を養成する研修を行う事業とする。

第9節 移動支援事業

(移動支援事業)

第21条 移動支援事業は、障害者等が円滑に外出することができるよう、地域における自立生活及び社会参加を促すために行う事業とする。

2 移動支援事業の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 社会参加支援 社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出(通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出以外の外出であって、原則としてその日において用務を終えるものに限る。)をする際の移動支援

(2) 通学等支援 通学及び通所(以下「通学等」という。)をする際の移動支援

3 移動支援の方法は、次の各号に掲げる支援の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

(1) 社会参加支援 身体介護を伴う方法又は身体介護を伴わない方法

(2) 通学等支援 身体介護を伴う方法、身体介護を伴わない方法又は車両等への乗降を介助する方法

4 移動支援事業の対象となる障害者等は、次の各号に掲げる支援の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 社会参加支援 移動支援の必要があると市長が認めた障害者等

(2) 通学等支援 単独での通学等ができず、他の送迎手段や付添いの支援が得られず、中長期的に通学等ができない障害児で、移動支援の必要があると市長が認めたもの

第10節 地域活動支援センター事業

(地域活動支援センター事業)

第22条 地域活動支援センター事業は、障害者等の地域生活の支援を図り、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与するため、障害者等の日中及び放課後の活動の場を提供する事業とする。

2 地域活動支援センター事業は、原則として週4日以上かつ1日5時間以上実施するものとする。

第11節 法第77条第3項の規定に基づく事業

(法第77条第3項の規定に基づく事業)

第23条 法第77条第3項の規定に基づく事業の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 訪問入浴サービス事業

- (2) 福祉ホーム事業
- (3) 更生訓練費給付事業
- (4) 知的障害者職親委託事業
- (5) 生活訓練等事業
- (6) 日中一時支援事業
- (7) 生活サポート事業
- (8) スポーツ・レクリエーション教室開催等事業
- (9) 点字・声の広報等発行事業
- (10) 身体障害者自動車改造費助成事業
- (11) 自動車運転免許取得費助成事業
(訪問入浴サービス事業)

第24条 訪問入浴サービス事業は、障害者等のうちねたきり身体障害者（居宅においておむね継続して6月以上ねたきりの状態である身体障害者をいう。以下同じ。）の健康の保持を図るため、居宅において入浴が困難なねたきり身体障害者に対し、その居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の支援（以下「訪問入浴サービス」という。）を行う事業とする。

2 訪問入浴サービス事業の対象となるねたきり身体障害者は、次の各号のいずれにも該当するねたきり身体障害者とする。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 日常生活全般において介護を要すること。
- (2) 居宅において入浴が困難であること。
- (3) 医師が入浴を可能と認めていること。
- (4) 介護保険法第7条第3項の要介護者又は同条第4項の要支援者でないこと。

3 訪問入浴サービスを受けられる回数（ねたきり身体障害者の居宅を訪問し、当該ねたきり身体障害者の都合により訪問入浴サービスを実施することができない場合を含む。）は、月10回までを限度とする。

（福祉ホーム事業）

第25条 福祉ホーム事業は、住居を求めている障害者に低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害者の地域生活を支援する事業とする。

2 福祉ホーム事業の対象者となる障害者は、家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅に

において生活することが困難な障害者とする。

(更生訓練費給付事業)

第26条 更生訓練費給付事業は、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援を利用している障害者等のうち身体障害者の社会復帰の促進を図るため、当該身体障害者に対し更生訓練費を支給する事業とする。

2 更生訓練費給付事業の対象となる身体障害者は、次の各号のいずれかに該当する身体障害者であって法に基づく利用者負担額の生じないもの又はこれに準ずる者として市長が認めた者とする。

(1) 法第19条第1項の規定により介護給付費等に係る市の支給決定を受け、自立訓練又は就労移行支援を利用している身体障害者

(2) 身体障害者福祉法第18条第2項の規定により障害者支援施設等へ入所し、又は指定医療機関へ入所し、若しくは入院している身体障害者であって、当該施設において更生訓練を受けているもの

3 更生訓練費は、別表第2に定めるとおりとする。

(知的障害者職親委託事業)

第27条 知的障害者職親委託事業は、障害者等のうち知的障害者の雇用の促進と職場における定着を高め、自立更生を図るため、当該知的障害者を一定期間、知的障害者の更生援護を行うことが可能であると市長が認めた事業経営者等（以下「職親」という。）に預け、生活指導、技能習得訓練等を行う事業とする。

2 職親の委託の期間は、1年以内とする。ただし、その更新を妨げない。

(生活訓練等事業)

第28条 生活訓練等事業は、障害者等に対し、日常生活上必要な訓練、指導等を行う事業とする。

(日中一時支援事業)

第29条 日中一時支援事業は、障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図る事業とする。

2 日中一時支援事業の対象となる障害者等は、障害者等の家族の就労又は一時的な休息のため、日中において一時的に見守り等の支援が必要と市長が認めた障害者等とする。

3 日中一時支援事業を利用している時間は、ホームヘルプサービスその他の障害福祉サービス等を利用することができない。

(生活サポート事業)

第30条 生活サポート事業は、介護給付支給決定者以外の障害者等の日常生活又は家事における支援を図るため、ホームヘルパー等を居宅に派遣し、生活支援、家事援助等必要な支援を行う事業とする。

(スポーツ・レクリエーション教室開催等事業)

第31条 スポーツ・レクリエーション教室開催等事業は、スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害者の体力増強、交流、余暇等に資するため、及び障害者のスポーツを普及するため、スポーツ・レクリエーション教室の開催等を行う事業をいう。

(点字・声の広報等発行事業)

第32条 点字・声の広報等発行事業は、文字による情報の入手が困難な障害者等に対し、点訳、翻訳等の方法により、広報、障害者に関する事業の紹介及び生活情報その他障害者等が地域生活を行う上で必要な情報等を提供する事業をいう。

(身体障害者自動車改造費助成事業)

第33条 身体障害者自動車改造費助成事業は、就労その他社会活動への参加に伴い、自らが所有し、かつ、運転する自動車を改造する必要がある障害者に対し、当該自動車の改造に要する経費を助成する事業とする。

2 身体障害者自動車改造費助成事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当する身体障害者とする。

- (1) 上肢、下肢又は体幹機能障害の程度が2級以上であること。
- (2) 就労その他社会活動への参加に伴い、自らが所有し、かつ、運転する自動車の操向装置、駆動装置等の一部を改造する必要があること。
- (3) 助成の申請を行う月の属する年の前年(その月が1月から7月までのときは前々年)の所得税課税所得金額(各種所得控除後の額をいう。)が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第26条の5において準用する同法第20条に規定する政令で定める額以下であること。
- (4) この規則による身体障害者自動車改造費助成を受けたことのある者で、自動車の新たな改造に係る助成金の支給を受けようとするものについては、助成金の支給を受けた日から4年以上を経過していること。

3 助成の対象となる経費は、操向装置、駆動装置等の改造に要する経費とし、助成金の額は10万円の範囲内で市長がその都度定める額とする。

(自動車運転免許取得費助成事業)

第34条 自動車運転免許取得費助成事業は、障害者等のうち身体障害者に対し、道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第3項に規定する普通自動車免許（以下「免許」という。）の取得に要した経費の一部を助成する事業とする。

2 自動車運転免許取得費助成事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当する身体障害者とする。

- (1) 身体障害の程度が4級以上であること。
- (2) 免許の取得により就労その他社会活動への参加に効果があると認められること。
- (3) 免許を取得した日から3月以内であること。
- (4) 道路交通法第103条の規定により免許の取消しを受けていないこと。

3 助成の対象となる経費（次項において助成対象経費という。）は、免許の取得に際し直接要した費用のうち、入所料、教材費、適性検査料、教習料、検定料、仮免許申請料その他市長が必要と認める経費とする。

4 助成金の額は、10万円の範囲内で市長がその都度定める額とする。

第3章 利用の申請等

（利用の申請）

第35条 地域生活支援事業を利用しようとする障害者又は障害児の保護者は、申請書に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請に係る障害者等の障害の程度、当該障害者等の介護を行う者の状況、当該申請に係る障害者又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向等を勘案して当該申請に係る地域生活支援事業の利用の要否の決定を行うとともに、当該地域生活支援事業が地域生活支援給付費の支給対象となるもの（日常生活用具給付等事業、移動支援事業、訪問入浴サービス事業、更生訓練費給付事業、日中一時支援事業及び生活サポート事業の地域生活支援事業をいう。以下「地域生活支援給付費支給対象事業」という。）であるときは、併せて当該地域生活支援給付費支給の要否を決定し、その旨を当該申請を行った者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により地域生活支援事業（移動支援事業、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業及び生活サポート事業に限る。以下「受給者証交付地域生活支援事業」という。）の利用の決定をした者に受給者証を、日常生活用具給付等事業の利用の決定をした者に利用券を交付するものとする。

（地域生活支援給付費の支給）

第36条 市長は、前条の規定により地域生活支援給付費の支給の決定を受けた障害者等（以

下「地域生活支援給付費支給決定障害者等」という。)が、市長が登録した事業者(以下「登録事業者」という。)から地域生活支援給付費支給対象事業に係るサービス(以下「地域生活支援サービス」という。)を受けたときは、当該地域生活支援給付費支給決定障害者等に対し、地域生活支援給付費支給対象事業に要した費用について、地域生活支援給付費を支給する。

- 2 地域生活支援給付費支給決定障害者等は、受給者証交付地域生活支援事業を利用する際に登録事業者を受給者証を提示しなければならない。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。
- 3 地域生活支援給付費の給付基準額、給付割合等は、地域生活支援給付費支給対象事業の種類ごとに別表第1から別表第6までに規定するとおりとする。
- 4 市長は、地域生活支援給付費支給決定障害者等が登録事業者から地域生活支援サービスを受けたときは、地域生活支援給付費支給決定障害者等が当該登録事業者を支払うべき費用について、地域生活支援給付費として当該地域生活支援給付費支給決定障害者等に支給すべき額の限度において、当該地域生活支援給付費支給決定障害者等に代わり、当該登録事業者を支払うことができる。
- 5 前項の規定による支払いがあったときは、当該地域生活支援給付費支給決定障害者等に対し地域生活支援給付費の支給があったものとみなす。

(利用者負担金)

第37条 地域生活支援給付費支給対象事業の利用に係る利用者負担金(以下「利用者負担金」という。)は、別表第1から別表第6までに定める給付基準額から前条の規定により支給される地域生活支援給付費の額を控除した額とする。

- 2 利用者負担金は、1月当たり市民税非課税世帯及び生活保護受給世帯は0円、市民税課税世帯は37,200円を上限とする。
- 3 前項に規定する世帯とは、次のいずれかに該当するものをいう。
 - (1) 支給決定を受けた障害者及びその配偶者
 - (2) 支給決定を受けた障害児の保護者の属する住民基本台帳に記録された世帯

第4章 雑則

(取消し及び返還)

第38条 偽りその他不正な手段により地域生活支援給付費の支給決定を受け、又は助成若しくは支給を受けた者、事業者等があるときは、市長は、助成又は支給をする旨の決定を取り消し、その額の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第39条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(松戸市障害者日常生活用具等給付等実施規則の廃止)

2 松戸市障害者日常生活用具等給付等実施規則（平成13年松戸市規則第42号）は、廃止する。

(日常生活用具に関する経過措置)

3 この規則の施行の際現に前項の規定による廃止前の松戸市障害者日常生活用具等給付等実施規則第4条の規定により貸与されている日常生活用具は、第12条の規定により貸与された日常生活用具とみなす。

(松戸市身体障害者自動車運転免許取得費助成金支給規則の廃止)

4 松戸市身体障害者自動車運転免許取得費助成金支給規則（平成11年松戸市規則第7号）は、廃止する。

附 則（平成19年6月29日松戸市規則第56号）

(施行期日等)

1 この規則は、平成19年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この規則による改正後の松戸市地域生活支援事業の実施に関する規則の規定は、施行日以後に申請された日常生活用具の給付又は貸与について適用する。

附 則（平成20年4月1日松戸市規則第41号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年5月20日松戸市規則第41号）

(施行期日等)

1 この規則は、平成21年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この規則による改正後の松戸市地域生活支援事業の実施に関する規則別表第3から別表第6までの規定は、施行日以後に受けた地域生活支援給付費の支給対象となる地域生活支援事業に係る給付基準額について適用し、同日前に受けた地域生活支援給付費の支給対象となる地域生活支援事業に係る給付基準額については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月30日松戸市規則第40号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月29日松戸市規則第59号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成24年10月1日松戸市規則第68号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の松戸市地域生活支援事業の実施に関する規則別表第5の規定は、公布の日以後に利用した日中一時支援事業に係るサービス提供単価について適用し、同日前に利用した日中一時支援事業に係るサービス提供単価については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月31日松戸市規則第32号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日松戸市規則第31号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1（第18条関係）

日常生活用具給付等事業（障害者）

1 給付用具

	種目	性能等	対象者	耐用年数	基準額（円）	給付割合
介護訓練支援用具	訓練用ベッド・（特殊訓練用寝台）	腕、脚等の訓練ができる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	下肢又は体幹機能障害の程度が2級以上の障害者等で原則として学齢児以上のもの	8年	154,000（18歳以上）	100分の100又は100分の90
					159,200（18歳未満）	
	特殊マット	じょくそうの防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	① 18歳以上で下肢又は体幹機能障害の程度が1級の障害者等 ② 18歳未満の下肢又は体幹機能障害の程度が2級以上の障害者等で原	5年	19,600	

		<p>則として3歳以上のもの</p> <p>③ 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害者として判定され、かつ、障害の程度が重度又は最重度である者</p>		
特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもの	<p>下肢又は体幹機能障害の程度が1級の障害者等であり、かつ、常時介護を要する障害者等で原則として学齢児以上のもの</p>	5年	67,000
入浴担架	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	<p>下肢又は体幹機能障害の程度が2級以上の障害者等であり、かつ、入浴に介護を要する障害者等で原則として3歳以上のもの</p>	5年	82,400
体位変換器		<p>下肢又は体幹機能障害の程度が2級以上の障害者等であり、かつ、下着交換等に当たって家族等他人の介助を要する障害者等で原則として学齢児以上のもの</p>	5年	15,000
移動用リフト	天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	<p>下肢又は体幹機能障害の程度が2級以上の障害者等であり、かつ、原則として3歳以上のもの</p>	4年	159,000
訓練いす	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	<p>18歳未満の下肢又は体幹機能障害の程度が2級以上の障害者等で原則として3</p>	5年	33,100

			歳以上のもの		
自立生活支援用具	入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助できるもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	下肢又は体幹機能障害を有し、かつ、入浴に介助を要する障害者等で原則として3歳以上のもの	8年	90,000
具	便器	手すりを付けることができるもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	下肢又は体幹機能障害の程度が2級以上の障害者等で原則として学齢児以上のもの	8年	便器 4,450
					手すり 5,400
	歩行補助つえ	T字状又は棒状のもの	原則として3歳以上で平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有する障害者等	3年	木製 2,200 軽金属製 3,000
	移動・乗用具(歩行支援用具)	概ね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 ① 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの ② 転倒予防、立	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする障害者等で原則として3歳以上のもの	8年	60,000

	ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具			
頭部保護帽	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有する障害者等、精神障害の程度が1級の障害者等及び児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害者(児)として判定され、障害の程度が重度又は最重度であり、かつ、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	3年	主材料がスポンジ及び革のもの 既製品 12,160 既製品以外のもの 15,200 主材料がスポンジ、革及びプラスチックのもの 既製品 29,400 既製品以外のもの 36,750
特殊便器	足踏みペダルで温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	① <u>上肢機能障害の程度が2級以上の障害者等</u> で原則として学齢児以上のもの ② 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害者として判定され、かつ、障害の程度が重度又は最重度であり、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者	8年	151,200
火災警報器	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発すると共に屋外に	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害者として判定され、かつ、障害の程度が重度又	8年	15,500

	も警報ブザーで知らせ得るもの	は最重度である者、精神障害の程度が1級の障害者等及び身体障害の程度が2級以上の障害者等で、それぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの(単身世帯及びこれに準ずる世帯に属する場合に限る。)		
自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害者として判定され、かつ、障害の程度が重度又は最重度である者、精神障害の程度が1級の障害者等及び身体障害の程度が2級以上の障害者等で、それぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの(単身世帯及びこれに準ずる世帯に属する場合に限る。)	8年	28,700
電磁調理器		① 18歳以上で <u>視覚障害</u> の程度が2級以上の障害者等(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する障害者等に限る。) ② 18歳以上で児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障	6年	41,000

		害者として判定され、かつ、障害の程度が重度又は最重度の者		
歩行時間延長 信号機 用小型 送信機		視覚障害の程度が2級以上 で原則として学齢児以上の障害者等	10年	7,000
聴覚障害者用 屋内信号装置	音、声音等を視覚、 触覚等により知覚 できるもの	18歳以上で聴覚障害の程度が2級の障害者等（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に属する障害者等に限る。）	10年	87,400
在宅療養等 支援用具	透析液 加温器 もの	① 18歳以上のじん臓機能障害の程度が3級以上の障害者等で自己連続 携行式腹膜灌流法 (CAPD)による透析療法 を行うもの ② 18歳未満のじん臓機能障害の程度が1級又は3級の障害者等で原則として3歳以上のもの	5年	51,500
ネブライザー		呼吸器機能障害の程度が3級以上又は同程度の身体障害者（児）で原則として学齢児以上のもの	5年	36,000
電気式 たん吸		呼吸器機能障害の程度が3級以上又は同程度の身体	5年	56,400

引器		<u>障害者(児)</u> で原則として学齢児以上のもの		
酸素ボンベ運搬車		医療保険における在宅酸素療法を行う18歳以上の障害者等	10年	17,000
盲人用体温計(音声式)		<u>視覚障害の程度が2級以上</u> で原則として学齢児以上の <u>障害者等</u> (単身世帯及びこれに準ずる世帯に属する障害者等に限る。)	5年	9,000
盲人用体重計		18歳以上で <u>視覚障害の程度が2級以上</u> の障害者等(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する障害者等に限る。)	5年	18,000
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有するもの	<u>呼吸器機能障害の程度が3級以上又は同程度の者</u> で、必要と認められるもの		157,500
情報・通支	携帯用会話補助装置 意思疎通	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有するもの <u>音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者</u> であり、かつ、発声・発語に著しい障害を有する障害者等で原則として学齢児以上のもの	5年	98,800
情報・通支	情報・通支	<u>上肢機能障害又は視覚障害の程度が2級以上</u> で原則	10年	100,000

援用具		として学齢児以上の <u>障害者等</u>		
点字ディスプレイ	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	<u>視覚障害の程度が2級以上</u> 原則として学齢児以上の <u>障害者等</u>	6年	383,500
点字器		<u>視覚障害の程度が2級以上</u> で原則として就労し、又は就学しているもの（就学が見込まれる障害者等を含む。）	7年	真鍮板製 10,400 プラスチック製 6,600
			5年	アルミニウム製 7,200 プラスチック製 (携帯用) 1,650
点字タイプライター		<u>視覚障害の程度が2級以上</u> で原則として就学し、又は就労している <u>障害者等</u> （就労が見込まれる障害者等を含む。）	5年	63,100
点字図書		主として点字により情報を入手している <u>視覚障害者（児）</u>	—	点字図書の価格との差額
視覚障害者用ポータブルレコーダ（録音再生機）	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能なもの	<u>視覚障害の程度が2級以上</u> で原則として学齢児以上の <u>障害者等</u>	6年	85,000

視覚障害者用ポータブルレコーダ（再生専用機）	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能なもの	視覚障害の程度が2級以上で原則として学齢児以上の障害者等	6年	35,000
視覚障害者用活字文書読上げ装置	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもの	視覚障害の程度が2級以上で原則として学齢児以上の障害者等	6年	99,800
視覚障害者用拡大読書器	画像入力装置を印刷物等の上に置くことで、拡大された画像を簡単にモニターに映し出せるもの	視覚障害を有し、本装置により文字等を読むことが可能になる障害者等で原則として学齢児以上のもの	8年	198,000
盲人用時計		18歳以上で視覚障害の程度が2級以上の障害者等	10年	触読式 10,300 音声式 13,300
聴覚障害者用通信装置	一般の電話機に接続し得るもので音声の代わりに文字等により通信が可能な機器	聴覚障害者（児）又は発声・発語に著しい障害を有する障害者等であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段が必要と認められる障害者等で原則として学齢児以上のもの	5年	71,000
聴覚障害者用	字幕及び手話通訳	聴覚障害者（児）であって、	6年	88,900

害者用 情報受 信装置	付きの聴覚障害者 用番組並びにテレ ビ番組に字幕及び 手話通訳の映像を 合成したものを画 面に出力する機能 を有し、かつ、災 害時の聴覚障害者 向け緊急信号を受 信するもの	本装置によりテレビの視 聴が可能になるもの		
人工喉 頭	笛式又は電動式の もの	<u>喉頭摘出等により発声機 能を喪失した音声・言語機 能障害者（児）</u>	4年	笛式5,000（気管 カニューレ付は 3,100を加算）
			5年	電動式 70,100
	埋込型用人工鼻		—	HMEカセット テープ又はアド ヒーシブ 23,100
排 泄 管	ストマ 用器具 管	身体に装着して排 泄物を溜めるもの	<u>大腸の切除等により人工 肛門又は人工膀胱を造設 した障害者等</u>	— 蓄便袋 8,860 蓄尿袋 11,640
理 支 援 用 具	紙おむ つ等（紙 おむつ、 洗腸用 具、ガー ゼその 他衛生 用品）		<u>3歳以上の身体障害者手帳 の交付を受けた障害者等</u> で、次のいずれかに該当 し、医師が必要と認めたも の ① 脳性麻痺等脳原性運 動機能障害（おおむね3 歳未満までに発現した 非進行性脳病変による もの）により、排尿又は	— 12,000

			<p>排便の意思表示が困難な障害者等</p> <p>② ストマの著しい変形若しくはストマ周辺の著しい皮膚のびらんのためストマ用装具を装着できない障害者等又は先天性疾患に起因する神経障害（二分脊椎等）による高度の排尿機能障害若しくは排便機能障害のある障害者等</p>		
	収尿器		<p>脊髄損傷等により、高度の排尿機能障害のある障害者等</p>	1年	<p>男性用 7,700</p> <p>男性用（簡易）5,700</p> <p>女性用 8,500</p> <p>女性用（簡易）5,900</p>
居宅生活補助用具	<p>居宅生活補助用具</p> <p>障害者の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの</p>	<p>下肢若しくは体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）の程度が3級以上の障害者等で原則として学齢児以上のもの（特殊便器への取替えをする場合は、<u>上肢機能障害2級以上の障害者等を含む。</u>）</p>	—	200,000	

2 貸与用具

種目	性能等	対象者	基準額（円）
緊急通報	障害者等が身につけることが可	18歳以上65歳未満のひとり暮らし	0

装置	能で、ごく簡単な操作により緊急 事態を自動的に受信センター等 に通報することが可能なもの	らしの <u>重度身体障害者等</u>	
----	--	---------------------	--

備考

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障害に準じて取り扱うものとする。
- 2 移動用リフト、入浴補助用具、歩行支援用具、特殊便器、火災警報器、自動消火器、聴覚障害者用情報受信装置については取付費として60,000円の範囲内でこの表に定める基準額に加算することができる。
- 3 火災警報器については、必要がある場合2台まで給付することができる。
- 4 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計及び聴覚障害者用屋内信号灯を含む。
- 5 情報・通信支援用具とは、障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器（インテリキー、ジョイスティック等）、アプリケーションソフト、画面拡大ソフト、画音声化ソフト等をいう。
- 6 点字図書については、年間6タイトル以内で、かつ、24巻以内とする。ただし、辞書等一括して購入しなければならないものを除く。
- 7 居宅生活動作補助用具については、1回限りとする。
- 8 既に給付を受けている用具と同一の用具を再交付する場合は、原則として前回の給付日よりこの表の耐用年数欄に規定する期間を経過していなければならない。
- 9 各種目における用具の耐用年数については、原価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）等を参考に当該用具の耐用年数を勘案し、再申請ができるものとする。なお、紙おむつ等の洗腸用具については、その耐用期間が6か月程度であることを勘案し再申請ができるものとする。
- 10 動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）については、難病者であるものに給付するものとする。

別表第1の2（第18条関係）

日常生活用具給付等事業（難病者）

種目	性能等	対象者	基準額（円）	給付割合
便器	手すりを付けることができるもの。ただし、取替えに当たり	常時介助を要する者	便器 4,450	100分の100 又は100分の
			手すり 5,400	

	住宅改修を伴うものを除く。		90
特殊マット	じょくそうの防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	寝たきりの状態にある者	19,600
特殊寝台	腕、脚等の訓練ができる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	寝たきりの状態にある者	154,000
特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもの	自力で排尿できない者	67,000
体位変換器		寝たきりの状態にある者	15,000
入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助できるもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	入浴に介助を要する者	90,000
歩行支援用具	概ね次のような性能を有すること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。①難病療養者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。②転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具	下肢が不自由な者	60,000
電気式たん吸引器		呼吸器機能に障害のある者	56,400
訓練用ベルト	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	下肢又は体幹機能障害を有する者	159,200

特殊便器	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	上肢障害を有する者	151,200
自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	火災発生感知及び避難が著しく困難な難病療養者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	28,700
移動用リフト	天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	下肢又は体幹機能障害を有する者	159,000
ネブライザー（呼吸器）		呼吸器機能に障害のある者	36,000
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	難病療養者の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの	下肢又は体幹機能に障害を有する者	200,000
動脈血酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有するもの	呼吸器機能障害の3級以上と同程度の者で、必要と認められるもの	157,500

備考 入浴補助用具、歩行支援用具、特殊便器、自動消火器、移動用リフトについては取付費として60,000円の範囲内でこの表に定める基準額に加算することができる。

別表第2（第19条関係）

更生訓練費給付事業

更生訓練又は入所施設	支給額	
	更生訓練を受けた	更生訓練を受けた

	日が15日以上の場合 合	日が15日未満の場合 合
・就労移行支援（あん摩、マッサージ師、はり師又はきゅう師の資格の取得を目的とする場合に限る。）	14,800円	7,400円
・自立訓練（生活訓練） ・就労移行支援（あん摩、マッサージ師、はり師又はきゅう師の資格の取得を目的とする場合を除く。）	6,300円	3,150円

別表第3（第36条関係）

移動支援事業（社会参加支援）

所要時間	身体介護を伴う場合	身体介護を伴わない場合	給付割合
30分未満	245単位	101単位	100分の100又は 100分の90
30分以上1時間 未満	388単位	189単位	
1時間以上1時間 30分未満	564単位	264単位	
1時間30分以上2 時間未満	644単位	331単位	
2時間以上2時間 30分未満	724単位	398単位	
2時間30分以上3 時間未満	804単位	465単位	
3時間以上	884単位に30分増すご とに80単位を加算	532単位に30分増すご とに67単位を加算	

備考 この表に基づく単位数に厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）に規定する事業所の所在する地域区分の居宅介護に応じて定める割合を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を給付基準額とする。

別表第4（第36条関係）

移動支援事業（通学等支援）

所要時間	身体介護を伴う場合	身体介護を伴わない場合	乗降介助型	給付割合
30分未満	245単位	101単位	97単位	100分の100又は100分の90
30分以上	388単位	189単位		

備考 この表に基づく単位数に厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）に規定する事業所の所在する地域区分の居宅介護に応じて定める割合を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を給付基準額とする。

別表第5（第36条関係）

訪問入浴サービス事業

サービス提供単価	給付割合
全身入浴1回当たり 1,234単位	100分の100又は100分の90
部分入浴又は清拭1回当たり 863単位	

備考 この表に基づく単位数に厚生労働大臣が定める1単位の単価に規定する事業所の所在する地域区分の居宅介護に応じて定める割合を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を給付基準額とする。

別表第6（第36条関係）

日中一時支援事業

所要時間	サービス提供単価	給付割合
4時間未満	310単位	100分の100又は100分の90
4時間以上8時間未満	460単位	
8時間以上	620単位	

備考

- 1 送迎を伴う場合は、片道につき54単位を加算する。
- 2 この表及び前項に基づく単位数に厚生労働大臣が定める1単位の単価に規定する事業所の所在する地域区分の生活介護に応じて定める割合を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を給付基準額とする。
- 3 食事の提供に要する費用は、実費とする。

別表第7（第36条関係）

生活サポート事業

所要時間	サービス提供単価	給付割合
30分未満	105単位	100分の100又は 100分の90
30分以上1時間未満	196単位	
1時間以上1時間30分未満	274単位	
1時間30分以上2時間未満	344単位	
2時間以上2時間30分未満	414単位	
2時間30分以上3時間未満	484単位	
3時間以上	554単位に30分増すごとに70単位を加算	

備考 この表に基づく単位数に厚生労働大臣が定める1単位の単価に規定する事業所の所在する地域区分の居宅介護に応じて定める割合を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)を給付基準額とする。

松戸市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市に居住する小児慢性特定疾病児童に対し、日常生活に必要な用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、もって小児慢性特定疾病児童の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小児慢性特定疾病児童 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係わる小児慢性特定疾病児童等をいう。
- (2) 日常生活用具 小児慢性特定疾病児童の日常生活の利便を図る用具で、別表第1に掲げるものをいう。

(給付の対象者)

第3条 日常生活用具の給付を受けることができる者は、市内に居住する在宅の小児慢性特定疾病児童であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。**ただし、同条第1号については、医療の給付認定申請中である場合においても対象者とみなす。**

- (1) 児童福祉法第19条の3第3項の規定に基づき、千葉県が実施する医療の給付を受けていること。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第76条第1項の規定による補装具費の支給又は第77条第1項第6号の日常生活上の便宜を図るための用具であって厚生労働大臣が定めるものの給付を受けることができる者でないこと。
- (3) 給付を受けようとする日常生活用具の種目に応じ、それぞれ別表第1に掲げる対象者の状況に該当すること。

(給付の申請)

第4条 日常生活用具の給付を受けようとする者(以下「給付を受けようとする者」という。)は、松戸市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付申請書(第1号様式)により、前条第1号に規定する医療の給付を受けていることを証する書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、給付を受けようとする者が18歳未満の小児慢性特定疾病児童であるときは、保護者(児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。)が申請しなければならない。

(給付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、調査書(第2号様式)により実情を調査した上で、給付の可否を決定し、その旨

を松戸市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付決定・却下通知書(第3号様式)により当該申請をした者に通知するとともに、給付することと決定したときは、松戸市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付券(第4号様式。以下「給付券」という。)を併せて交付する。

(給付の方法)

第6条 日常生活用具の給付の決定を受けた者(以下「給付を受けた者」という。)は、市長が指定する業者から給付券と引換えに日常生活用具の給付を受けるものとする。

(費用の負担)

第7条 前条の規定により日常生活用具の給付を受けた者は、その負担能力に応じて別表第2に定める額を当該日常生活用具を納入した業者(以下「納入業者」という。)に支払わなければならない。ただし、市長は、災害その他やむを得ない理由により、同表に定める額を支払うことが困難であると認めるときは、その額を変更することができる。

2 給付を受けた者は、給付を受ける日常生活用具の価格が別表第1に掲げる基準額を超えるときは、前項の支払わなければいけない額に加えて、当該日常生活用具の価格と当該基準額との差額を負担するものとする。

(費用の請求)

第8条 納入業者は、給付券を添えて、納入した日常生活用具の価格から第7条に規定する費用の負担額を控除した額を市長に請求しなければならない。請求期間は、用具の決定より2年間とする。

(目的外使用の禁止)

第9条 利用者は、給付を受けた当該用具をその目的に反して使用し、譲渡し、交換し、転貸し、又は担保に供してはならない。

(返還)

第10条 偽りその他不正な手段により当該日常生活用具の給付を受けた者又は日常生活用具を給付目的以外に使用した者があるときは、市長は、それらの者に対し、当該日常生活用具又は当該日常生活用具の給付に要した費用の全部若しくは一部を返還させるものとする。

2 第3条に規定されている医療の給付認定申請中に当該給付申請をし、決定された場合においても、千葉県が実施する医療の給付を受けることができないと認められた場合は、当該日常生活用具の給付の給付に要した費用の全額を返還させるものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、制定の日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1

種目	基準額	対象者	性能
便器	便器 4,810 円	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。)
特殊マット	21,170 円	寝たきりの状態にある者	じょくそうの防止又は、失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。
特殊便器	163,300 円	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
特殊寝台	166,320 円	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。
歩行支援用具	64,800 円	下肢が不自由な者	<p>おおむね次のような機能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。</p> <p>(1) 小児慢性特定疾病児童の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。</p> <p>(2) 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。</p>

入浴補助用具	97,200 円	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。
特殊尿器	72,360 円	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。
体位変換器	16,200 円	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。
車椅子	76,030 円	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。
頭部保護帽	13,130 円	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。
電気式たん吸引器	60,910 円	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。
クールベスト	21,600 円	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節ができるもの。
紫外線カットクリーム	40,820 円	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの。
ネブライザー (吸入器)	38,880 円	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。

パルスオキシメーター	170,100 円	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの。
ストーマ装具 (蓄便袋)	111,460 円	人工肛門を造設した者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。
ストーマ装具 (蓄尿袋)	146,450 円	人工膀胱を造設した者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。
人工鼻	126,360 円	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。

別表第 2

世帯の階層区分				徴収基準月額	加算基準月額
A 階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯			0 円	0 円
B 階層	A 階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯			1,100	110
C 階層	A 階層及び D 階層を除き当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	C1	均等割の額のみの世帯（所得割の額のない世帯）	2,250	230
		C2	所得割の額がある世帯	2,900	290
D 階層	A 階層及び B 階層を除き前年分の所得税	D1	2,400 円以下	3,450	350
		D2	2,401 円から 4,800 円まで	3,800	380

課税世帯であ って、その所得 税の額の区分 が次の区分に 該当する世帯	D3	4,801円から 8,400円まで	4,250	430
	D4	8,401円から 12,000円まで	4,700	470
	D5	12,001円から 16,200円まで	5,500	550
	D6	16,201円から 21,000円まで	6,250	630
	D7	21,001円から 46,200円まで	8,100	810
	D8	46,201円から 60,000円まで	9,350	940
	D9	60,001円から 78,000円まで	11,550	1,160
	D10	78,001円から 100,500円ま で	13,750	1,380
	D11	100,501円か ら190,000円 まで	17,850	1,790
	D12	190,001円か ら299,500円 まで	22,000	2,200
	D13	299,501円か ら831,900円 まで	26,150	2,620
	D14	831,901円か ら1,467,000 円まで	40,350	4,040
	D15	1,467,001円 から 1,632,000円 まで	42,500	4,250
	D16	1,632,001円 から 2,302,900円	51,450	5,150

			まで		
		D17	2,302,901円 から 3,117,000円 まで	61,250	6,130
		D18	3,117,001円 から 4,173,000円 まで	71,900	7,190
		D19	4,173,001円 以上	全額	全額に10分の1を乗じて得た額。ただし、その額が、8,560円に満たない場合は8,560円

備考

1 徴収月額の特例

ア A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の児童が、同時に別表2の徴収基準額表の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な児童以外の児童については、同表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。

イ 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

ウ 児童に民法第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わない。ただし、児童本人に所得税又は市町村民税が課されている場合は、本人に対し、扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

2 世帯階層区分の認定

(1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養している者のうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その所得税等の課税の有無により行うものとする。

(2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と児童が同一家屋で生活している標準世帯は勿論のこと、父が農閑期で出稼ぎのため数か月別居している場合、病気治療のため一時土地の病院に入

院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は児童と同一世帯に属しているものとする。

イ 「扶養義務者」とは、民法第877条に定められている直系血族（父母、祖父母、養父母等）、兄弟姉妹（ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いをしないものとする。）及びそれ以外の三親等以内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事情があるものとして、特に扶養の義務を負わせる者である。ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者（以下「世帯外扶養義務者」という。）の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

ウ 認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定及び平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」によって計算された所得税の額（ただし、所得税額を計算する場合には、所得税法第78条第1項、（同条第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附に限る。）、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項、租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項、第41条の19の4第1項及び第3項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項及び第60条第1項の規定は適用しない。）、地方税法により賦課される市町村民税、（ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8及び同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しない。）、生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付（以下「支援給付」という。）をいう。まず、生活保護については、現在生活扶助、医療扶助等

の保護を受けている事実、支援給付については支援給付を受けている事実、所得税については前年分の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税又は免除（地方税法第323条による免除。以下同じ。）の有無をもって認定の基準とする。ただし、前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。

(3) 徴収基準額表の適用時期

毎年度の別表「徴収基準額表」の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。

3 徴収基準額表中、徴収基準月額欄に「全額」とあるのは、当該児童の措置に要した費用について、市町村が徴収する額は、費用総額を超えないものとする。

4 徴収基準額の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した取扱いができるものとする。

5 その他

平成25年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知）第4 保育所徴収金（保育料）基準額表備考3（3）に準じて、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると市長が認めた世帯についても、A階層と同様の取扱いとすること。

松戸市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付申請書

年 月 日

(宛先)

松戸市長 宛

住所

氏名

(給付対象者との続柄)

下記のとおり日常生活用具の給付を申請します。

記

対象者	氏名			生年月日	年 月 日(歳)		
	住所	電話番号 ()					
	疾病名						
世帯の状況	氏名	対象者との続柄	生年月日	備考(対象者に対する介護の状況等)			
16歳以上19歳未満の扶養親族の数							
給付を希望する理由							
現在の住まいの状況		住宅	1 自宅 2 借家 (貸主の諾否)	浴槽	1 和式 2 洋式 3 なし	便器	1 和式 2 洋式 3 携帯用
現在の介護の状況	入浴	1 他人の介助が必要 2 清拭のみ 3 入浴清拭ともしない 4 自分でできる	排便	1 他人の介助が必要 2 便器(携帯用)使用 3 自分でできる	移動	1 車椅子使用 2 他人の介助が必要(一部・全部) 3 自分でできる	
給付を受けたい用具の名称				希望する型式、規模等			

給付上特に希望する事項	
備考	

(裏)

同意書

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付の申請にあたり、障害福祉課において利用者の属する世帯の課税状況・生活保護受給状況等を調査することに同意いたします。

平成 年 月 日

宛先 松戸市長

申請者(保護者)

対象者(本人)

氏名 _____ 印

氏名 _____ 印

(同一世帯員)

氏名 _____ 印

氏名 _____ 印

氏名 _____ 印

氏名 _____ 印

調査書							
申請者受理番号及び年月日		申請者氏名		対象者との続柄			
対象者	氏名			生年月日	年 月 日(歳)		
	住所						
	疾病名						
世帯員の状況	氏名	年齢	対象者との続柄	課税状況			備考
				当該年度分市町村民税均等割	当該年度分市町村民税所得割	前年分所得税	

世帯区分	1 被保護世帯、支援給付受給世帯又は市町村民税非課税世帯 2 市町村民税均等割課税世帯 3 市町村民税所得割課税世帯 4 所得税課税世帯						
住まいの状況	1 自宅 2 借家(貸主の諾否)						
給付後の生活状況	日常生活動作の状況 (入浴・排便・移動等について該当する状況に○) 1 自力でできるようになる 2 一部介助でできるようになる 3 給付しても変わらない(一部介助・全介助) 4 その他()			その他の状況 1 在宅生活が可能になる 2 その他()			
給付の必要の有無	1 有 2 無		給付する(しない)理由				
給付する用具名(含む型式、規模等)	予 定 価 格	保 護 者 が 支 払 う べ き 額	公 費 負 担 予 定 額				
その他特記事項							
年 月 日							
確認者 氏名							

松戸市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付決定・却下通知書

第 号
年 月 日

様

松戸市長 印

年 月 日付けで申請のあった日常生活用具の給付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 決定

給付番号		給付決定年月日	
対象者氏名		疾病名	
給付する用具名(含む型式規模等)		納入業者名	
		納入業者の住所	
価格		保護者が支払うべき額	公費負担額
注意事項			

2 却下

理由

(教示)

松戸市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付券								
給付番号		給付券発行年月日						
対象者氏名		生年月日		年 月 日(歳)				
住所								
申請者氏名				対象者との続柄				
給付する用具 (型式規模等)		価格		保護者が払 うべき額		公費負 担額		
納入業者名				納入業者の住所				
この券の有効 期限	受給者が業 者に提示す る期限			納入業者 の公費支 払請求期 限				
上記のとおり決定する。 年 月 日 松戸市長 印								
日常生活 用具を納 入した日		日常生活用具 の給付を受け た者から受領 した額		左の額を 受領した 納入業者 名	(印)			
日常生活 用具を受 領した者 の氏名	(印)	確認者	所属 氏名					(印)
その他特記事項								

